

アイガー北壁

## 家族信託

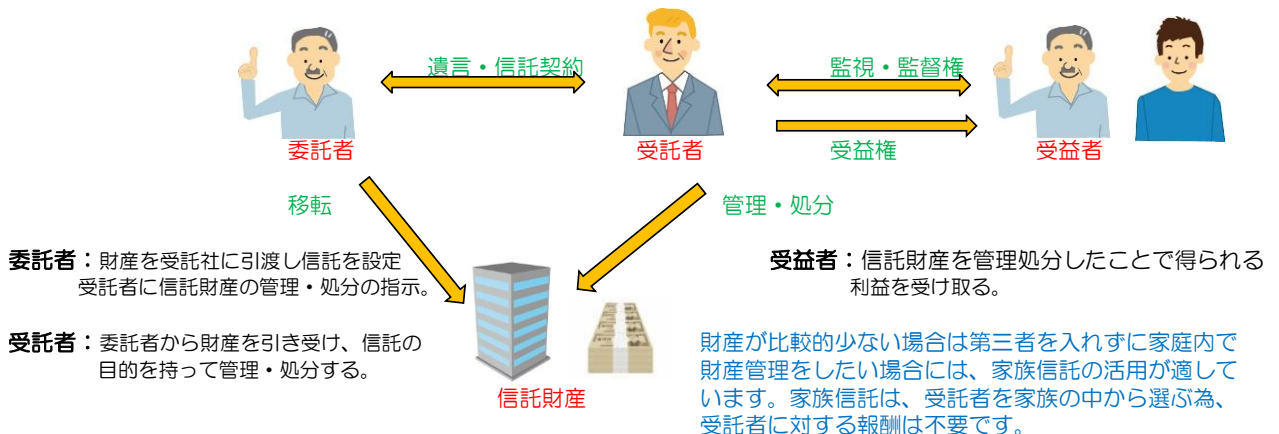
今月のレポートは、2007年平成19年の信託法改正で利用しやすくなったと言われる相続対策の一つとして利用できる「家族信託」について、レポートします。

### 1 家族信託とは？

認知症や介護施設への入所などに備え、財産を管理・運用・処分する権利を、信頼できる家族に託す手法。

家族間で（信託）契約を結び、（財産）の管理を任せること。財産を持っている人（委託者）が、一定の目的の為に、信頼できる家族（受託者）に財産を託し、受託者は契約に従ってその財産を管理・処分し、得られた利益を、定められた（受益者）に給付すること。

- （信託）：信用して任せる事、財産権の移転を行い、目的に従い財産の管理・処分をさせる。
- （財産）：財産権の総体、金銭的価値のあるものの総称
- （委託者）：ある行為を他人に依頼する人 \*同一人物が委託者と受益者を兼ねる事も可能。
- （受託者）：委託を受けたもの
- （受益者）：ある事から利益を受ける人



\*家族信託で指定できる事項は信託財産に関連する事のみで、介護施設等への入所契約などの法律行為は、任意後見制度を併用する必要があります。

親の認知症や介護入所に備え、親<委託者・受益者>の介護費などを捻出・管理・運用するために、子<受託者>と契約を結ぶのが典型的事例である。子は親の実家などの不動産を売って親の介護費用などを捻出し、残った売却代金を子が管理する信託契約専用の「信託口座」に入れて運用して親の生活費に充てる。不動産などの財産は親から子へ名義変更するが、財産権は親が保有し続け、子は運用・管理などを任せられるだけで財産権を持たない。従い、贈与税や不動産取得税は、発生しない。受託者には遠縁も人や友人でもなれるが大半が近親者である。

財産を目的外に使わず、家族全員の安心を確保する為に、受託者を見張る信託監督人をおく事も出来る。家族信託は、親の判断能力が衰える前に老後の生活費や介護費の用途を立て易い上、相続や財産分与などについて予め契約で決めておける利点もある。

財産管理・継承の手法には遺言や成年後見制度があるが、遺言は死亡するまで効力を発せず、生前の財産管理には対応できない。また後見制度は費用や労力面で後見人の負担が重く、資産処分は出来るが資産運用などは認められていない。つまり家族信託は、財産の管理・宇遠洋・処分の自由度が高く、家族構成や実情に応じた管理・継承が出来る手法と言える。司法書士、税理士、弁護士らの専門家と相談し、関係者が納得した上で信託契約をつくる事が肝要。

### 2 家族信託と他の制度との比較

- 生前贈与・・・高額な贈与税が問題となる。非課税特例もあるが使い道が住宅購入や、教育資金、結婚・子育て資金等に限定されてしまう。
- 生命保険・・・死亡保険金は指定された受取人の固有財産で、遺産分割の対象にならない為、特定の人に財産を渡したい場合に有効であるが、一般に2親等以内の親族とされている為、範囲が限定されてしまいます。
- 遺言・・・自身が死亡したときの相続までで、その次の代の相続について指定する事が出来ない。
- 成年後見制度・・・認知症など判断能力が衰えた人は契約や相続などの法律行為が出来なくなる為、代理人として成年後見人（保佐人・補助人）を立てる事となる。財産を処分や運用が自由にできなくなる。